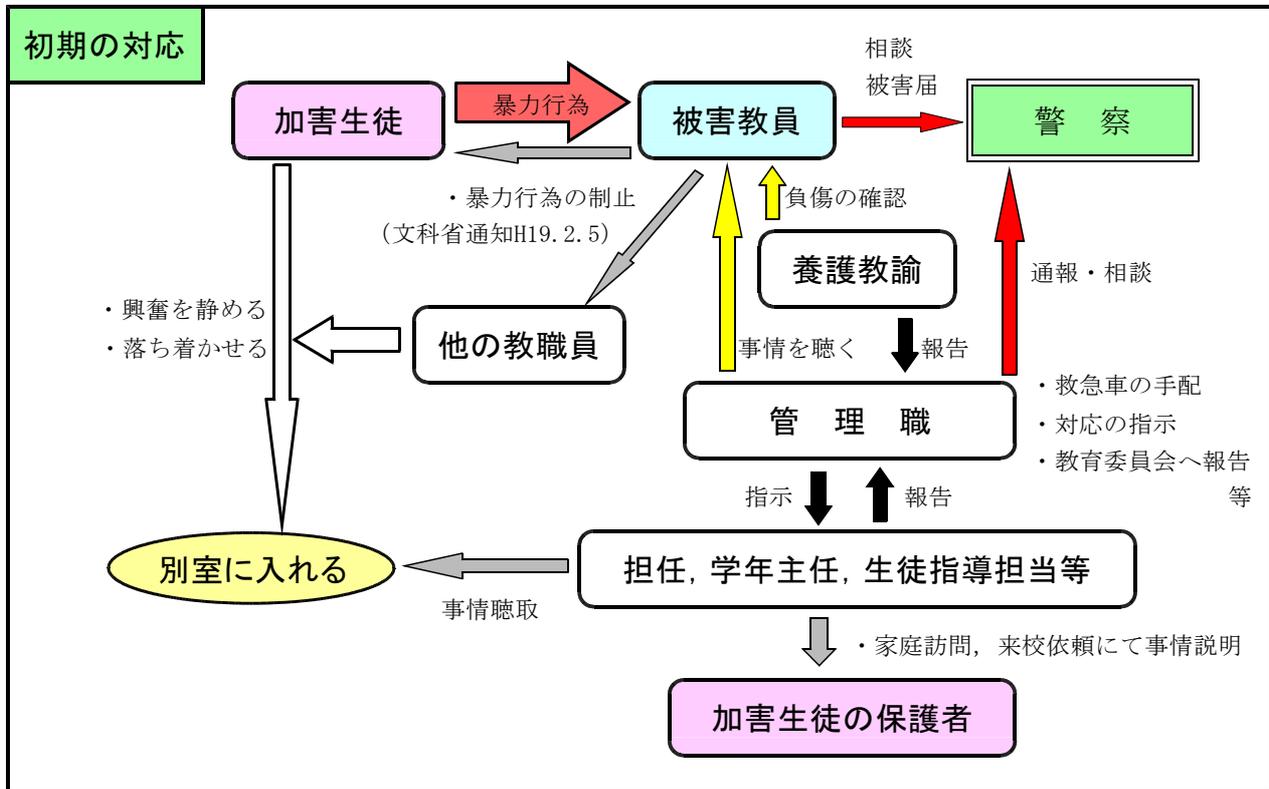


### 3 対教師暴力

#### 【 具体的事例 】

数名の男子生徒が、騒いで授業妨害をしていた。授業担当のA教諭が、何度か注意したが収まらなかったため、その中のBに特に厳しく注意した。突然、Bが興奮し、A教諭に掴みかかり、いきなり顔を殴った。



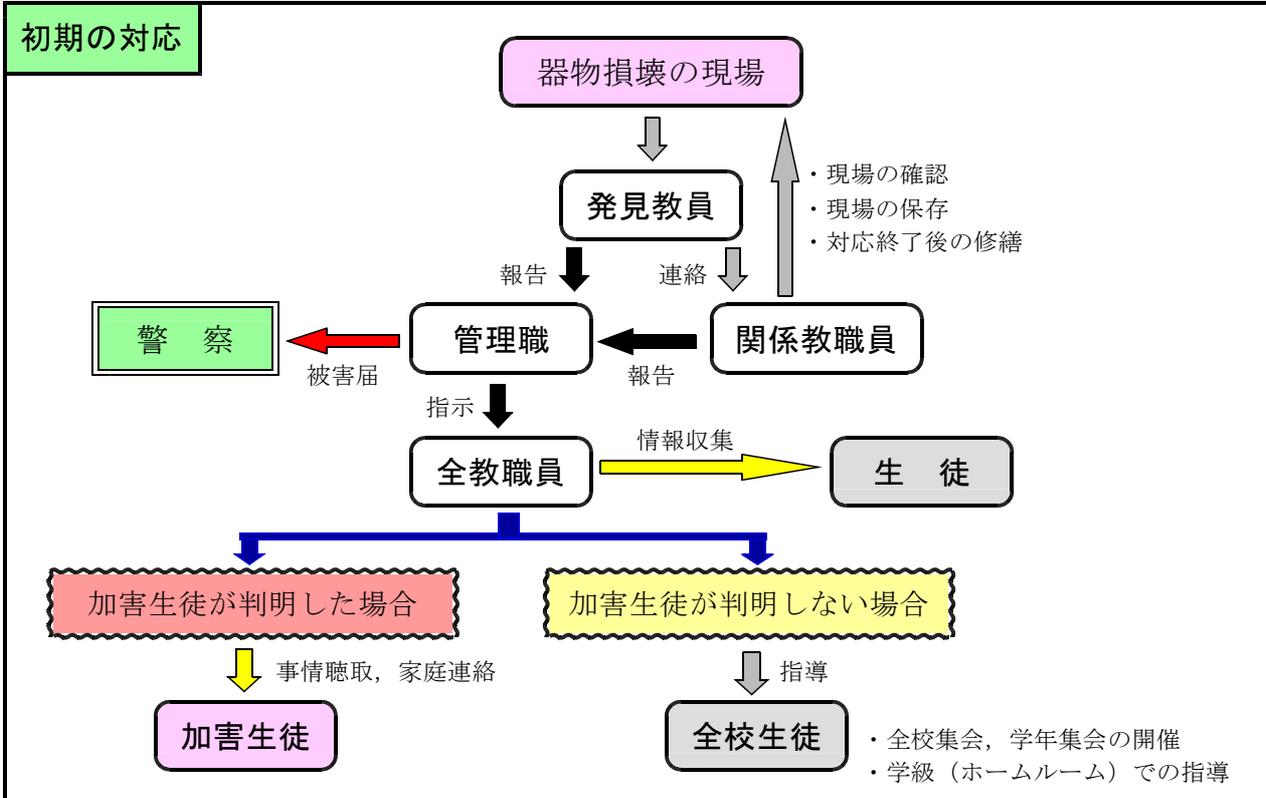
#### 初期の対応の留意事項

- 加害生徒への対応
  - ・ 落ち着かせた状態で、複数の教員により話を十分聞き、事実確認を行う。
  - ・ 暴力行為は絶対に許されない行為であることを理解させる。
  - ・ 事実行為を、記録用紙に書かせ、自己反省させる。
- 被害教員への対応
  - ・ 被害教師からの事情の聞き取りは、管理職が行う。
  - ・ 日常の授業の様子や生徒との人間関係等も聞き取る。
- 加害生徒の保護者への対応
  - ・ 来校を依頼するか家庭訪問を行い、顔を合わせて事情説明をする。  
(複数対応、電話では済ませない。)
  - ・ 事実のみを明確に伝え、学校の方針を説明し、協力依頼を行う。
- その他
  - ・ クラスの他の生徒からの聞き取りや、クラスの全体指導を早急に行う。

## 4 器物損壊

### 【 具体的事例 】

昼休みに校舎内を巡回中の教員が、男子トイレの扉が壊され、窓ガラスが割られているのを発見した。付近にいた生徒に確認したが、誰が壊したかわからなかった。



### 初期の対応の留意事項

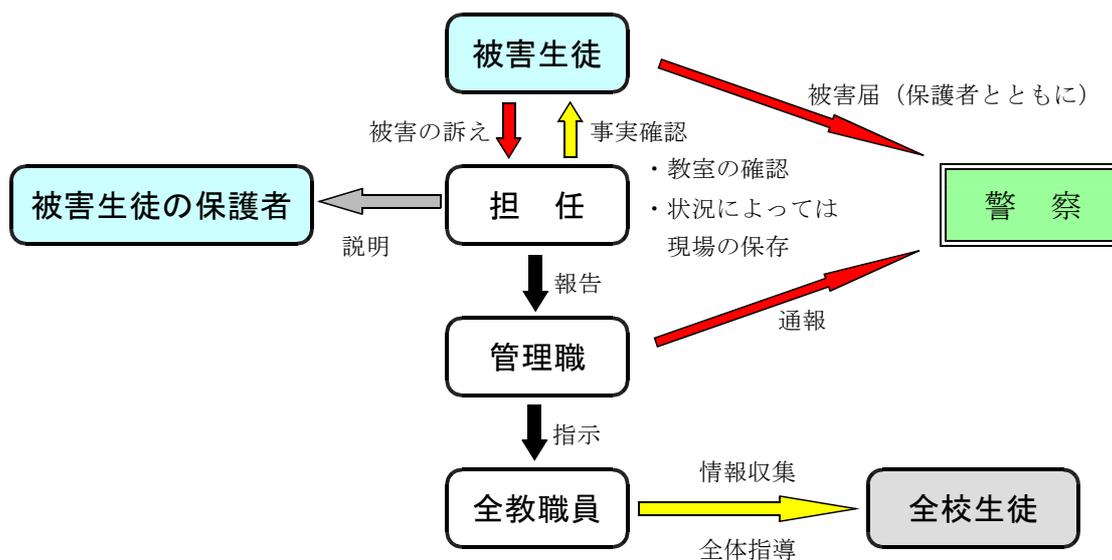
- 器物損壊の現場での対応
  - ・ ケガをした生徒がいないか確認する。
  - ・ 警察へ被害届を出す場合を考慮し、生徒の立入を禁止する。
  - ・ 写真により記録する。
  - ・ 事故対応が終了した段階で、至急、修繕をする。(割れ窓理論)
  - ・ 他に破損場所がないか、学校の点検を行う。
- (加害生徒が判明しない場合)全校生徒への指導
  - ・ 早い時期に、全校集会や学年集会を開催し全体指導を行う。
  - ・ 集会の開催が難しい場合は、朝の会 (SHR) や学級 (ホームルーム) 活動を利用して指導する。
- (加害生徒が判明した場合)加害生徒への対応
  - ・ 落ち着かせた状態で、複数の教員により話を十分聞き、事実確認を行う。
  - ・ 器物損壊の行為は絶対に許されない行為であることを理解させる。
  - ・ 事实现為を、記録用紙に書かせ、自己反省させる。
- 加害生徒の保護者への対応
  - ・ 来校を依頼するか家庭訪問を行い、顔を合わせて事情説明をする。(複数対応、電話では済ませない。)
  - ・ 事実のみを明確に伝え、学校の方針を説明し、協力依頼を行う。
  - ・ 修繕費についての説明を行い、同意を得る。

## 5 盗難

### 【 具体的事例 】

体育の授業中，数名の生徒が教室においてあったカバンから，現金，カードの入った財布と携帯電話が盗まれた。授業終了後に気がついた被害生徒が，すぐに担任に申し出た。

### 初期の対応



### 初期の対応の留意事項

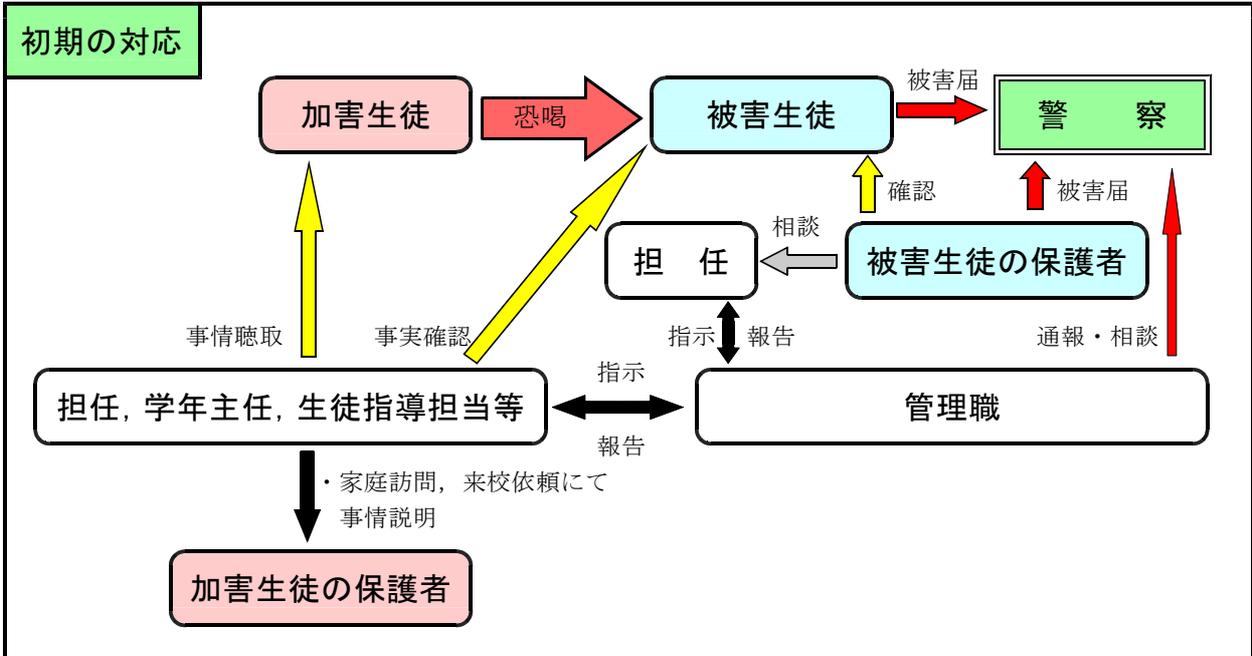
- 被害生徒への対応
  - ・ 落ち着いた状態で，話を十分聞く。
  - ・ 保護者に連絡し事情説明を行い，場合によっては，キャッシュカードの停止や携帯電話の停止を依頼する。
  - ・ 警察に被害届を提出するよう，保護者と被害生徒に依頼する。
- 学校としての対応
  - ・ 教室を確認する。状況によっては，現場の保存に努める。(他の生徒にさわらせない等)
  - ・ 校内や学校周辺を探索し，盗まれたものが放置されていないか確認する。
  - ・ 警察署に通報する。(現場検証を行ってもらう。)
  - ・ 警察に，今後の連携を依頼する。
  - ・ 生徒や教職員から不審者の情報の収集を行う。
- 事後の対応
  - ・ 貴重品の管理方法や教室の施錠方法等を検討し，再発防止策を立てる。
  - ・ 全校集会，学年集会，学級活動（ホームルーム活動）などあらゆる機会を通じて，再発防止策を説明し，徹底させる。

## 6 恐喝

### 【 具体的事例 】

2年生の男子生徒Aは、同級生のBに「気に入くない」と度々言いがかりをつけられ、お金を要求された。Aが、一度お金を渡したところ、その後度々、Bからお金を要求されるようになり、保護者の財布からお金を抜き取り渡すようになった。

お金が抜き取られることに気がついた保護者が、Aから話を聞き、担任に相談してきた。



### 初期の対応の留意事項

- 被害生徒への対応
  - ・ 落ち着いた状態で、**複数の教員**により話を十分聞き、事実確認を行う。
  - ・ 日時や金額など、詳細な部分まで正確に聞く。
  - ・ スクールカウンセラーや専門医等による心のケアを図る手段を講じる。
- 被害生徒の保護者への対応
  - ・ 保護者の訴えを親身に聞き、保護者の要望を正確に把握する。
  - ・ 被害生徒から事実確認を行うことへの了解を得る。
- 加害生徒への対応
  - ・ 落ち着いた状態で、**複数の教員**により話を十分聞き、事実確認を行う。
  - ・ 恐喝は犯罪行為であり、絶対に許されない行為であることを理解させる。
  - ・ 日時や金額などの事实现為を、記録用紙に書かせ、自己反省させる。
- 加害生徒の保護者への対応
  - ・ 来校を依頼するか家庭訪問を行い、顔を合わせて事情説明をする。  
(複数対応、電話では済ませない。)
  - ・ 事実のみを明確に伝え、学校の方針を説明し、協力依頼を行う。
  - ・ 謝罪や弁償等、今後のことについて相談に乗る。